

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	これまでの経緯及び今後の進め方

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）において新規テーマとして取り上げることとされた「上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い」に関して、これまでの経緯を示したうえで、本プロジェクトの今後の進め方についてご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

### （第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催））

2. 第 48 回企業会計基準諮問会議において、「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い」について、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会より新規テーマの提案がなされた。具体的な提案内容は、次のとおりである。
  - (1) 上場企業等の VC ファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること
  - (2) 上場企業等が投資する VC ファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること
3. 本件の検討にあたっては、ファンドに関する実務の知見が必要であると考えられ、また、現在、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）で進めている予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討では関連する分類及び測定についても同時並行的に整理するとされており、それらの整理への関連も考慮する必要があると考えられることから、ASBJ の金融商品専門委員会に新規テーマの評価を依頼することとされた。

### （金融商品専門委員会（非公開））

4. 本テーマ提案に関して、金融商品専門委員会におけるテーマ評価では、提案を進め

る場合のアプローチとして、現行の取扱い（金融商品実務指針<sup>1</sup>第 132 項）を踏まえて次のアプローチについて検討が行われた。

### アプローチ A

金融商品実務指針第 132 項の組合等への出資のうち VC ファンドに相当する組合等への出資について、現行の構成資産の評価額の積上げから出資全体について時価評価（評価差額は純損益）を強制する。

### アプローチ B

金融商品実務指針第 132 項の組合等への出資のうち VC ファンドに相当する組合等への出資について、現行の構成資産の評価額の積上げを維持しつつ構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）を強制する。

### アプローチ C

時価評価（評価差額は純損益）を強制する範囲を金融商品実務指針第 132 項の組合等の構成資産に限定せず、すべての市場価格のない株式とする。この結果、組合等の構成資産である株式は時価評価（評価差額は純損益）となる。

### アプローチ C'

VC ファンドに限定せず市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）するオプションを認める。

5. 審議の結果、金融商品専門委員会でのテーマ評価の結果として次の内容を企業会計基準諮問会議に報告することとされた。

以上を踏まえ、本件の提案について、次をテーマ評価のまとめとする。

- (1) VC ファンドに限定せず市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）するオプションを認めるアプローチ（アプローチ C'）については、新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。
- (2) アプローチ C' の検討にあたっては次の項目をあわせて検討すべきと指摘

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

されたため、参考として付言する。

- ① 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
- ② オプションの適用単位
- ③ 注記のあり方
- ④ 経過措置

**(第 49 回企業会計基準諮問会議 (2023 年 11 月 22 日開催))**

6. 第 49 回企業会計基準諮問会議では、金融商品専門委員会でのテーマ評価の結果として前項の内容が報告された。企業会計基準諮問会議では、前項のアプローチ C' については、時価評価するオプションを VC ファンドの構成資産に限定しない点に関して、評価実務が成熟していない中で不適切な利用が行われる可能性があることを懸念する意見や比較可能性に関する意見が聞かれた。
7. これらの意見を踏まえ、VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める旨を付記したうえで、本テーマを ASBJ に提言することとされた。

**(第 515 回企業会計基準委員会 (2023 年 11 月 29 日開催) 及び第 516 回企業会計基準委員会 (2023 年 12 月 13 日開催))**

8. 第 515 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議から前項の内容で新規テーマの提言が行われ、第 516 回企業会計基準委員会において、当該提言に対する対応方針についての審議が行われた。審議の結果、「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い」を ASBJ の新規テーマとして取り扱うこととし、検討にあたり「VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める」とする企業会計基準諮問会議の提言に付記されている内容を考慮することとされた。
9. 次項以降では、企業会計基準諮問会議から受けた提言内容を踏まえ、本プロジェクトの今後の進め方について検討を行う。

### III. 今後の進め方に関する検討

#### (検討のアプローチ)

10. 本資料第8項のとおり、第515回企業会計基準委員会では、本テーマを検討するにあたり「VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める」とする企業会計基準諮問会議の提言に付記されている内容を考慮することとされた。
11. しかしながら、第49回企業会計基準諮問会議では、本テーマをASBJに提言するにあたり「VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める」旨が付記することとされた一方、当該付記事項を考慮した場合における検討の進め方(アプローチ)について具体的な提言はされなかった。
12. この点、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲で検討を進めるとした場合、これまでの審議を踏まえると次のアプローチが考えられる。
  - (1) VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲で時価評価(評価差額は純損益)を強制するアプローチ(アプローチB。本資料第4項参照。)(以下「時価評価を強制するアプローチ(アプローチB)」という。)
  - (2) VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲で時価評価(評価差額は純損益)するオプションを認めるアプローチ(アプローチB') (以下「時価評価するオプションを認めるアプローチ(アプローチB')」という。)
13. 時価評価を強制するアプローチについては、これまでの議論において、市場価格のない株式に対して時価評価を強制することは難しいとする意見が聞かれている。一方、時価評価の対象について、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定する場合には、VCファンドに相当する組合等は本業として市場価格のない株式に対する投資を行っていることから、時価評価を強制することが考えられる。
14. ここで、会計基準等ではVCファンドに相当する組合等について明確な定義は存在しておらず、投資事業有限責任組合以外にも様々な形態が存在すると考えられる。時価評価する範囲をVCファンドに相当する組合等に限定するよう適切に定義でき

た場合には、前項の理由から時価評価を強制するアプローチを採用することが考えられる。他方、時価評価する範囲を VC ファンドに相当する組合等に限定するよう定義することができず他の類似するファンドも含まれる定義となる場合には、時価評価を強制するアプローチを採用することは難しいと考えられ、時価評価するオプションを認めるアプローチを前提として会計基準を開発することになると考えられる。

15. このように本資料第 12 項のいずれのアプローチとするかどうかは、「VC ファンドに相当する組合等」の範囲や定義次第であると考えられる。このため、「VC ファンドに相当する組合等」の範囲や定義を検討した後で、改めて検討することが考えられる。

### **(個別の論点)**

#### **時価評価（評価差額は純損益）する範囲**

16. 企業会計基準諮問会議からの提言には「VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲での対応を求める」ことが付言されている。ここで「市場価格のない株式を中心とする限定した範囲」とされていることから、時価評価（評価差額は純損益）する範囲を市場価格のない株式のみとするのか、VC ファンドに相当する組合等の構成資産に含まれているその他の金融商品も対象にするのかが論点になり得ると考えられる。
17. ここで、金融商品会計基準等では、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものについては市場価格のない株式と同様の取扱いとすることとされている。このため、出資金についても時価評価（評価差額は純損益）する範囲に含めるかについて検討することが考えられる。

また、VC ファンドに相当する組合等の定義によっては、定義されたファンドが上場株式を購入するケースが含まれる可能性があり、その場合、上場株式についても時価評価（評価差額は純損益）するかどうかが課題になると考えられる。
18. この論点は、VC ファンドに相当する組合等の定義に依存すると考えられる。このため、VC ファンドに相当する組合等の定義を検討した後で、改めて検討することが考えられる。

#### **金融商品専門委員会で聞かれた意見**

19. 本資料第 5 項のとおり、金融商品専門委員会でのテーマ評価では、次の項目をあわせて検討すべきとの意見が聞かれていた。

- (1) 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
  - (2) 時価評価のオプションを適用する単位（ファンド単位で適用又は個々の株式の単位で適用）
  - (3) 注記事項
  - (4) 適用初年度の取扱い
20. 前項(1)及び(2)の「市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い」及び「時価評価のオプションを適用する単位」については、VC ファンドに相当する組合等の定義及び時価評価を強制するアプローチ（アプローチ B）と時価評価するオプションを認めるアプローチ（アプローチ B'）のいずれを採用するかと密接に関連すると考えられる。このため、前項(1)及び(2)については、VC ファンドに相当する組合等の定義及び本資料第 12 項のいずれのアプローチを進めるかを検討した後に検討することが考えられる。
21. また、本資料第 19 項(3)及び(4)の「注記事項」及び「適用初年度の取扱い」については、本プロジェクトで開発される会計基準等の範囲や会計処理を踏まえて検討することが考えられる。

#### **IV. ASBJ 事務局の提案**

22. 以上の検討を踏まえ、まずは VC ファンドに相当する組合等の定義について検討を行うことが考えられるがどうか。
23. また、前項の検討を行ったうえで、「時価評価を強制するアプローチ（アプローチ B）と時価評価するオプションを認めるアプローチ（アプローチ B'）」のいずれを採用するかについて検討を行うことが考えられるがどうか。
24. さらに、次の項目については、本資料第 22 項及び前項の論点に関する検討を進めた後に検討を行うことが考えられるがどうか。
- (1) 時価評価（評価差額は純損益）する範囲
  - (2) 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
  - (3) 時価評価のオプションを適用する単位（ファンド単位で適用又は個々の株式の単位で適用）

- (4) 注記事項
- (5) 適用初年度の取扱い

**ディスカッション・ポイント**

- ① 企業会計基準諮問会議からの提案内容を含むこれまでの経緯について、ご質問があれば伺いたい。
- ② 本資料第10項から第24項の今後の進め方に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。また、追加で検討すべき論点があればご教示いただきたい。

以 上